

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症  
に関する政府の取組について

〔令和2年3月18日〕  
〔国家安全保障会議決定〕

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策の強化に向けた更なる施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、これまでの国家安全保障会議決定等に基づく施策に加え、政府一体となって別紙のとおり追加的に対応する。

## 水際対策強化に係る新たな措置

## 1. 入国拒否対象地域の追加（法務省）

入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、イタリア、スイス及びスペインのそれぞれの一部地域（注）並びにアイスランドの全域を追加指定。14日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする。

（注）イタリア：ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、リグーリア州  
スイス：ティチーノ州、バーゼル＝シュタット準州  
スペイン：ナバラ州、バスク州、マドリード州、ラ・リオハ州

## 2. 検疫の強化（厚生労働省）

シェンゲン協定加盟国（注）又はアイルランド、アンドラ、イラン、英国、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ若しくはルーマニアの全域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請。

（注）アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

## 3. 査証の制限等（外務省）

（1）上記2の国に所在する日本国大使館又は総領事館で3月20日までに発給された一次・数次査証の効力を停止。

（2）上記2の国に対する査証免除措置を順次停止。

上記1.の措置は、3月19日午前0時から当分の間、実施する。ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者は、対象としない。

上記2.の措置は、3月21日午前0時以降に出発し、本邦に来航する飛行機又は船舶を対象とし、4月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

上記3.の措置は、3月21日午前0時から4月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

以上

## 港湾における新型コロナウイルス感染症対策

- 検疫所作成の啓発ポスター（症状がある乗客の検疫官への申告）を、港湾管理者等がクルーズ船及び国際フェリーの国際旅客船ターミナル等に掲示し、利用者への情報提供の実施【検疫所業務への協力】（令和2年1月16日付及び令和2年1月21日付事務連絡）
- 港湾管理者・整備局において、検疫所によるサーモグラフィ検査が滞りなく実施されていることを現場で確認【検疫所業務の把握】（令和2年1月21日付事務連絡）
- 各港で設置している港湾保安委員会等の枠組みを活用した、C I Q官署や港湾関係者等との情報共有・意見交換の実施【検疫所との連携体制の構築・情報提供】（令和2年1月27日付事務連絡）
- 検疫所からの依頼があれば、ターミナル内におけるアナウンスの実施及び入国者の導線の分離について、港湾管理者等の協力【検疫所業務への協力】（令和2年1月24日付事務連絡）
- 発症が疑われる旅客が発生した際に検疫所から依頼があれば、患者等の搬送の準備が整うまでの間のターミナル内の待機場所を提供できるよう、あらかじめ確認【検疫所業務への協力】（令和2年1月24日付事務連絡）
- 旅客船ターミナルを含む国際埠頭内で働く職員や作業員、従業員などに、マスクの着用、うがい、手洗いの励行等を行い、感染予防対策に努める【職員等の感染予防対策】（令和2年1月30日付事務連絡）
- 旅客船ターミナルにおける日本政府観光局（JNT0）のコールセンタのチラシの掲示・配布等による外国人利用者への情報提供の実施【JNT0への協力】（令和2年1月31日付事務連絡）
- 職員全員に対し、厚生労働省発表の「新型コロナウイルスを防ぐには」を周知するとともに、アルコール消毒液設置等の感染対策の実施【職員への感染対策】（令和2年2月17日付事務連絡）

- 「相談・受診の目安」を周知し、発熱等の風邪症状が見られるときに、職員の方々が休みやすい環境整備を進めるとともに、時差出勤やテレワークの活用の特段の配慮を実施。また、イベント等を開催する際には、適切な対応に努める【職員等への感染対策】（令和2年2月20日付事務連絡）